

パナマの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

パナマ共和国(スペイン語では「República de Panamá」。英語では「Republic of Panama」。以下「パナマ」という)は、南北アメリカ大陸の間のパナマ地峡部に位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。東はコロンビア、西はコスタリカに接している。面積は約 75,500 平方キロメートルで、北海道より少し小さい程度の国土である。

公用語はスペイン語であるが、実際には、英語及び先住民の言語も使用されている。約 410 万人いるパナマ国民のうち、メスチソ(先住民と白人の混血)が 58%、ムラート(白人と黒人の混血)が約 14%、白人が 9%、先住民が 7%、アジア系が 6%、という構成となっている。このように、パナマは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

パナマといえば、頭に思い浮かぶものがいくつもある。

まず、パナマといえば、「パナマ運河」である。1914年に完成したパナマ運河は、100年以上経過した現在でも問題なく利用されており、大西洋と太平洋を結ぶ運河としての重要性はますます高まっている。近時、貿易拡大による物量増大及び輸送効率向上のため、船舶はますます大型化する傾向にあるが、そのような傾向に対応するため、パナマ運河では、拡張工事、閘門の増設等の努力が続けられている。

また、パナマは、リベリアと並んで、「便宜置籍船国」²として知られてきた。現在、パナマは、世界一の船舶登録数を誇っている。パナマの船舶登録制度によると、船舶所有者の国籍はパナマ国籍でなくてもよく、また、あらゆる国籍の船員の配乗が許容されている。パナマ船籍の各国の利用状況を見ると、日本が3分の1以上を占めて第1位となっており、日本商船隊の約7割がパナマを旗国としている³。

さらに、記憶に新しいところでは、いわゆる「パナマ文書」の流出の問題があった。2016年4月、パナマの法律事務所「モサック・フォンセカ」(Mossack Fonseca) から大量の

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 便宜置籍船の起源は、1922年に、米国の海運会社が、禁酒法の規制を避けるため、自社船をパナマ船籍に変更したことに始まるといわれている。その後は、低賃金で外国人船員を雇用し、船員の賃金コストを抑えることを目的として、労働法規制の緩いパナマ船籍に変更する等、さまざまな目的に利用されてきた。

³ 『諸外国の海運関係施策』(日本海事センター、2012年)135・139頁。

内部秘密資料が流出し、国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）により、脱税、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の温床といわれるタックス・ヘイブン（租税回避地）の利用実態が暴露されるという事件が起こった。

では、そもそも、パナマの歴史はどのようなものであったのであろうか？

1501年、スペインのバスティーダスが、ヨーロッパ人として初めてパナマ地峡に上陸した。以来、スペインがパナマ周辺地域の支配権を確立し、パナマは、ペルー副王領、そして、ヌエバ・グラナダ副王領の一部となった。1821年、パナマは、現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）の一部となり、スペインからの独立を果たした。そして、1903年には、パナマは、パナマ運河建設を推進する米国の援助により、コロンビアからの独立を果たした。米国の援助を受ける代わりに、パナマは、1914年に開通したパナマ運河の独占運営権を米国に与えることになった。1968年の国家警備隊のクーデターによりトリホス将軍が政権を掌握した。1979年、パナマのトリホス将軍と米国のカーター大統領は、米国によるパナマ運河の独占運営権につき、1999年12月31日をもって米国からパナマに返還するという二国間協定に調印した。1981年に航空機事故で死亡したトリホス将軍に代わり、ノリエガ将軍が政権を握った。ノリエガ将軍がトリホス将軍の暗殺に関与し、また、選挙において不正工作を行ったのではないかとの疑惑が深まる中、パナマでは抗議デモが展開された。そして、1989年、ついに米軍がパナマに侵攻し、ノリエガ将軍を拘束した。パナマは、米軍侵攻後、国防軍を解体した。

パナマは、1997年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、パナマは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、パナマは、中米統合機構（SICA）に加盟している⁴。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、パナマのほか、グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、ベリーズ及びドミニカである。さらに、パナマは、ドミニカ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、チリ、ペルー、メキシコといった中南米の国だけでなく、米国、カナダ、EU、EFTA、シンガポール等との間で自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、自由貿易を推進する外交政策を進めている⁵。近時、パナマは、中華人民共和国（以下「中国」という）との通商関係を重視しており、2017年6月には、台湾との国交を断絶して、中国との国交を樹立した。その後、パナマと中国は、FTA締結に向けた交渉を行っている。

パナマは、パナマ運河の多額の通行料収入があるほか、観光業・金融業等も盛んであり、国民一人あたりのGDPは中米地域でトップを誇っている。

パナマの通貨は「バルボア」（Balboa）であるが、貨幣だけが発行されており、紙幣は無

⁴ 日本も、2010年1月より、中米統合機構の域外オブザーバーとなっている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/sica_gaiyo.html

⁵ https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/pa/trade_01.html

く、その価値は米ドルと連動している。実際には、パナマでは、米ドルが流通し、使用されている。

パナマの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。パナマは、コロンビアの一部であったことから、コロンビア法、ひいてはスペイン法の影響を強く受けている。コロンビアからの独立後しばらくは、コロンビア法をそのまま受け継いで適用していたが、1917年には、パナマで最初の法典が公布された。パナマは、コロンビアからの独立後の立法においては、米国法や、周辺の中南米諸国の法制度をも参照してきた。成文法主義を採るパナマの法制度における直接的な法源としては、憲法、法律、大統領令、規則等がある。これらの直接的な法源に規定が無い場合における間接的な法源として、法の一般原則、学術文献、商慣習（但し、5名以上の証人による証言が必要）等がある。英米法におけるような判例の先例拘束性は、パナマでは、原則として認められていない。

II 憲法

1 総説

現行のパナマ憲法は、1972年10月11日に公布・施行されたものであり、その後は、1978年、1983年、1993年、1994年、2004年に改正された。

現在のパナマ憲法は、全327条からなる。また、多くの条文は、日本国憲法の条文よりはるかに長く、詳しいものとなっている。

また、パナマ憲法310条は、「パナマ共和国は軍隊を有しない。」「全てのパナマ人は、国家の独立及び国土の統一のため武器をとる義務を負う。」という規定を含んでいることが注目される。

パナマ憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

表1：パナマ憲法の主な体系（2004年までの改正を反映）

前文	
第1編 パナマ人の国家	
第2編 市民権及び外国人の地位	
第3編 個人的及び社会的権利及び義務	第1章 基本的保障、第2章 家族、第3章 仕事、第4章 国民の文化、第5章 教育、第6章 健康、社会保障及び社会福祉、第7章 生態、第8章 農業制度、第9章

⁶ パナマ憲法の英語訳（2004年までの改正を反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Panama_2004.pdf

	オンブズマン
第4編 政治的権利	第1章 市民権、第2章 参政権、第3章 選挙裁判所
第5編 立法院	第1章 国民議会、第2章 立法
第6編 行政府	第1章 共和国の大統領及び副大統領、第2章 国務大臣、第3章 閣議、第4章 国務長官
第7編 司法の運営	第1章 司法府、第2章 公共省
第8編 市町村及び州の制度	第1章 行政区の代表、第2章 市町村制度、第3章 州制度
第9編 財政	第1章 国家の財政及び権利、第2章 国家の一般予算、第3章 共和国会計検査院、第4章 監査裁判所
第10編 国家経済	
第11編 公務員	第1章 基本的規定、第2章 人事行政の基本原則、第3章 人事管理の組織、第4章 一般規定
第12編 治安部隊	
第13編 憲法改正	
第14編 パナマ運河	
第15編 最終及び経過規定	

2 統治機構

パナマは、共和制国家であり、三権分立制度を採用している。

(1) 立法院

パナマの立法院たる議会は、一院制が採用されている。議会は、任期5年の71名の議員により構成される。議員選挙と大統領・副大統領選挙は、5年ごとに同時に実施される。

立法権は、基本的には議会に属するが、行政府及び行政機関も、大統領令、規則等を制定することができる。

議会の責務としては、①法律を制定、改正又は廃止すること、②条約を批准すること、③予算を承認すること、④大統領及び副大統領の辞任を承認又は拒絶すること、⑤最高裁判所裁判官の指名を承認又は拒絶すること、⑥国家緊急事態において発布された大統領令を承認、変更又は取り消すこと等が挙げられる。

(2) 行政府

行政府は、大統領（1名）、副大統領（2名）、閣僚（12名）等により構成される。

大統領は、副大統領及び議員と共に、直接選挙で選出される。大統領又は副大統領となり得るのは、出生によりパナマ人となった35歳以上の者に限られる。任期は5年である。

大統領の責務としては、①閣僚を任命・罷免すること、②行政機関の職務を調整するこ

と、③治安維持の監督を行うこと、④法案を承認・公布すること、⑤警察幹部を任命・罷免すること、⑥県知事を任命・罷免すること、⑦予算案を議会に送付すること、⑧外交関係を処理し、条約を批准のため議会に提出すること等が挙げられる。

閣僚は、各省の長であり、憲法及び法律に従い権限を行使すべく、大統領に協力する。閣僚となり得るのは、出生によりパナマ人となった 25 歳以上の者であり、5 年以上の拘禁刑の有罪宣告を受けた者であってはならない。

(3) 司法府

司法府は、最高裁判所、高等裁判所、巡回裁判所等により構成される。

パナマの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高裁判所である。最高裁判所には、4つの法廷がある。即ち、①民事・海事廷、②刑事廷、③行政・労働廷、④一般事項廷（仲裁及び外国判決の承認等を行う法廷）である。上記①乃至③の3つの法廷は、それぞれ3名ずつ、計9名の最高裁判所裁判官で構成される。上記④の法廷は、他の3つの法廷の延長により構成される。憲法に関する事項は、9名の最高裁判所裁判官により審理される⁷。

最高裁判所裁判官となり得るのは、出生によりパナマ人となった 35 歳以上の者であり、一定程度以上の実務経験及び学歴が必要である。最高裁判所裁判官となるためには、内閣の指名に基づき、議会で承認されなければならない。最高裁判所裁判官の任期は 10 年である。

最高裁判所は、法律、大統領令、規則等に対しての憲法適合性審査権を有する。

3 人権

パナマ憲法の「第3編 個人的及び社会的権利及び義務」、「第4編 政治的権利」には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、パナマ憲法においても、同様に保障されているといえる。

パナマ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①パナマ人と外国人の平等が保障されるが、法律により、労働・健康・道徳・治安・国民経済を理由として、外国人に対し、特別の条件を課すことができることが規定されている（20条）。

②刑務所の制度は、秩序維持、更生及び社会防衛の原理に基づく。被拘禁者の身体的・精神的・道徳的な整合性を損なう措置の実施は禁止される。受刑者のための職業訓練プログラムが実施されなければならない（28条）。

③死刑及び追放刑は、禁止されている（30条）。

⁷ Daniel Infante 著「Litigation 2017 Panama」を参照。

<https://latinlawyer.com/jurisdiction/1003063/panama>

- ④請願を受けた公務員は、当該請願につき、30日以内に決定を行わなければならない（41条）。
- ⑤自己に関する情報のコントロール権等が明文で規定されている（42～44条）。
- ⑥戦争、社会秩序の重大な混乱又は迅速な措置が必要となる緊急事態が発生した場合、私有財産の差押え等の行政措置が行われることがある（51条）。また、外国の戦争又は国内の混乱が平和又は公共秩序を脅かすときは、「国家緊急事態」の宣言を行うものとし、憲法上の一部の人権は一時的に制限されることがある（55条）。
- ⑦著作者及び発明者の独占権の保護について明文で規定されている（53条）。
- ⑧家族について、詳細な規定が置かれている（56～63条）。
- ⑨労働時間について、1日あたり8時間以内、1週間あたり48時間以内、夜間の超過勤務は7時間以内というように、具体的に規定されている（70条）。
- ⑩パナマ国民の勤務条件・生活条件を下回る条件で外国人労働者を雇用することは違法である。管理者・技術者・専門家等の外国人労働者の雇用は、法律で規制され、国益に関するパナマ国民の権利を保障するものでなければならない（73条）。
- ⑪文化の保護について、詳細な規定が置かれている（80～90条）。
- ⑫健康及び社会保障について、詳細な規定が置かれている（109～117条）。
- ⑬生態系・環境保護について、詳細な規定が置かれている（118～121条）。
- ⑭農業の保護について、詳細な規定が置かれている（122～128条）。
- ⑮オンブズマンの定義・要件が、具体的に規定されている（129・130条）。

Ⅲ 民法

1917年民法典は、契約の性質、形式、目的、主な契約類型等について一般的な規定を置いている。例えば、パナマ民法典は、スペイン民法典に倣い、不動産賃貸借に関する規定を置いている。但し、一部の種類の契約については、商法典が規定している。例えば、ブローカー契約、コミッション代理契約等である。商法典に規定されていない事項については、民法典の規定が適用される。

パナマの不動産は、パナマ国民であるか否か、個人であるか法人であるかを問わず、誰でも取得することができる。但し、外国人は、国境から10キロメートルの範囲内の土地を取得することはできない。

1984年裁判法典によると、契約に定めが無い場合における原則的な訴訟時効期間は7年間とされているが、例外的に短期の訴訟時効期間も規定されている。例えば、保険契約に基づく請求権、船舶の補修及び供給から生じた請求権、賃金に関する請求権等については、訴訟時効期間は1年間とされている。パナマ国内輸送に関して生じた請求権の場合、訴訟時効期間は6か月間とされている。不法行為に基づく請求権については、訴訟時効期間は1年間である。

パナマではカトリック教徒が約 85%を占めるが、民法典により、離婚は認められている。

IV 商法・会社法

パナマでは、いくつかの種類の子会社が認められているが、パナマに投資しようとする外国企業は、パナマに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するパナマ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

パナマに子会社たる現地法人を設立するには、定款を公正証書に作成し、商業登記簿に登記する必要がある。現地法人を設立する場合の会社形態としては、圧倒的に「株式会社」の場合が多い⁸。そこで、本稿では、主に「株式会社」に関する法制度の概要について説明する。

パナマでは、1917年商法典のうち、株式会社に関する規定を削除した上で、1927年に株式会社法が制定された。その後、1946年に、商法典のうち会社の機関等に関する一部の規定が復活される等の改正が行われた。その後も改正は幾度か行われたが、基本的には、1927年株式会社法を中心とする法制度が今日まで引き継がれている⁹。

パナマ株式会社法は、主に、米国のデラウェア州の株式会社法を参照して起草された。そのため、パナマ株式会社法は、英米法型の契約法理論に基礎を置いており、具体的には、①定款変更及び営業等の重要財産の処分につき、株主総会決議を経なくても、株主の書面による同意があれば可能であること、②株主総会及び取締役会を実際に開催しなくても、書面決議で代えることができること、③会社の設立登記を経なくても、株主間では、定款の作成日をもって、内部関係が規律されること等の帰結をもたらしている¹⁰。

パナマの株式会社法は、形式面では、比較的条文の数が少なく、解釈による補充を要する場面が多いという特色がある。また、内容面では、次のような特色がある。

第1に、株式会社が発行する株式を無記名式とし、取締役等としてパナマの弁護士を指定すれば、会社を実質的に支配する者を調査・確認することは、事実上困難である。このため、パナマで登記されている株式会社の大部分は、外国人・外国企業のペーパーカンパニーとして利用されている。

第2に、いわゆる「能力外の理論」（会社の権利能力は、定款に記載された会社の目的によって制限され、目的外の行為は無効とされる理論）は、パナマでは適用されておらず、

⁸ 2017年、パナマでは、35万社以上の株式会社が登記されている。その大部分の株式会社では、パナマにおいて居住も事業活動もしていない外国人・外国企業が株主となっており、主に銀行口座を開設してオフショア金融を行うために利用しているのが実態であるといわれている。

⁹ 本稿の会社法に関する記述にあたっては、馬木昇著『パナマ便宜置籍船の法律実務』（成山堂書店、1993年）の「第1編 パナマ株式会社法の概説」を参照した。

¹⁰ 馬木・前掲書2頁。

パナマの株式会社は、定款に記載されていない事業についても行うことができるとされている。

第3に、いわゆる「法人格否認の法理」（法が会社を独立の法的主体として法人格を認めた趣旨に反して、法人格を濫用し、又は法人格が全くの形骸にすぎない場合、特定の事案・法律関係に限って、法人格を否認し、事案の公正な解決を図ろうとする理論）は、パナマにおいては適用されない。もし、パナマで、法人格否認の法理を適用することとすると、パナマで登記されている株式会社の大部分であるペーパーカンパニーの法人格が否認されてしまい、パナマの国益に反するからである。

第4に、パナマでは、日本と比べて、株式会社の設立が極めて容易な制度となっている。例えば、株式を1株ずつ引き受けた2名の発起人（通常は、依頼を受けた法律事務所の弁護士2名が発起人となる）が署名した定款が商業登記簿に登記されるだけで、会社の設立は完了する。資本金の払込み、取締役の選任等が行われていなくても、株式の発行は可能である。会社設立後は、一人会社も認められる。取締役は3名以上必要であるが、国籍及び居住地がどこであるかは問わない。日本のように会社設立手続きが複雑かつ長期間にわたるのとは対照的である¹¹。

パナマの株式会社法以上に述べた特色があることのほか、租税負担が軽いこと（例えば、パナマで課税される所得は、パナマ国内源泉所得に限られ、パナマ国外源泉所得には課税されない）等の要因により、外国人・外国企業がパナマで株式会社を設立し、ペーパーカンパニーとして利用することが多いといわれている。

なお、パナマの株式会社の商号には、それが株式会社であることを示すために、「Sociedad Anónima」、「Corporation」、「Incorporation」、「Incorporated」、又はこれらの略語である「S.A.」、「Corp.」、「Inc.」等の語を含めなければならない¹²。

V 民事訴訟法

パナマの民事訴訟及び刑事訴訟については、三審制が採用されている。前述した最高裁判所の下に、下級審裁判所として、民事事件及び刑事事件を管轄する高等裁判所、巡回裁判所及び地域裁判所等がある。巡回裁判所は、地域裁判所よりも複雑な事件を取り扱う。労働事件は、労働巡回裁判所及び調停決定委員会が管轄する。また、国際的な海事事件を管轄する海事裁判所もある。

パナマにおける民事訴訟及び刑事訴訟については、裁判法典が規律している。パナマの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。また、ディスカバリーの制度も、海事訴訟の場合を除き、採用されていない。集団訴訟は、消費者の権利に関わる場合のみ、認められる。懲罰的賠償は、パナマでは認められない。

¹¹ 馬木・前掲書3～5頁。

¹² 馬木・前掲書9～10頁。

パナマの第一審民事訴訟事件の場合、証拠に対する審理が行われてから判決まで、8～12か月を要する。商事事件の場合、訴訟手続が現代化・デジタル化されているため、口頭審理から判決まで、4～6か月となっている。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることも多い。パナマでは、2013年にUNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が施行された。

VI 刑事法

パナマがコロンビアから独立した1903年以降も、14年間にわたり、コロンビア刑法がパナマにおいて適用されていた。1916年になって、パナマ初の刑法典が公布され、1922年、1982年にも、新しい刑法典が公布された。とくに1982年刑法典は、コスタリカ刑法典、キューバ刑法典及び中南米模範刑法典から影響を受けたといわれている¹³。現行の刑法は、2007年に公布され2008年に施行された刑法典である。

パナマでは、刑事訴訟とともに、民事訴訟も提起されることが多い。裁判法典によると、刑事訴訟における証拠は、一定の要件の下で、それに引き続く民事訴訟でも証拠に用いることができる。裁判法典によると、刑事訴訟の審理は、原則として公開されなければならないが、公序良俗に反するおそれがあると裁判官が認める場合には非公開とされる¹⁴。

パナマでは、死刑及び追放刑は禁止されている。現在のパナマで最も重い刑罰は、20年間の拘禁刑である。被拘禁者には、本人の意思とは関係なしに、刑務作業が課される。

VII 参考資料

以上、パナマ法の概要を簡単に紹介してきたが、パナマ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、パナマ法について英語で紹介・解説した文献はインターネット上で比較的多く存在する。パナマ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Guide to Panama's Legal System and Research」¹⁵等が参考になる。

パナマの法令は、(若干の英語訳はあるものの、)スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、「物流ハブ」、「金融ハブ」としてのパナマの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、パナマの法制度の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

¹³ 森下忠著「パナマの新刑法」(『判例時報 1320号』(判例時報社、1989年)所収)41頁。

¹⁴ Infante・前掲書。

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Panama1.html>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.5』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第13回 パナマ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。